

関係者各位

2018年10月12日

ユニバーサルエンターテインメントアスリートクラブ ドーピング規程違反に対する再発防止策について

第37回全日本実業団女子駅伝(2017年11月26日開催)において発生した、当社の元従業員であり、当時ユニバーサルエンターテインメントアスリートクラブ(以下、「当クラブ」といいます)に所属していた選手による日本アンチ・ドーピング規程違反(禁止薬物の摂取)(以下、「本件違反」といいます)に関し、当社において実施した再発防止策につき、以下のとおりご報告させていただきます。

当社は、本件違反を重く受け止めており、このような重要なコンプライアンス違反事案が再び発生することのないよう、本件違反の原因を分析し、当社取締役会、監査役及び内部監査室における報告のもと、以下に述べる再発防止策を策定するとともに実施しております。

2018年7月19日付の当社プレスリリースにて公表させていただいたとおり、本件違反に係る禁止薬物は同元選手の疾患の治療目的で医師の処方により実施された注射に含まれていたところ、同元選手は診療の際に医師に対して競技者であることを告げていなかったことから、それと知らずに禁止薬物を摂取してしまったものであり、同元選手には当該注射に禁止薬物が含まれていることの認識やドーピング違反の意図は全くなかったことが、外部弁護士による調査により明らかとなっており、また、同様の事実関係が日本アンチ・ドーピング規律パネルにおいて認定されております。

当社は、このような事実関係を含む外部弁護士による調査結果に基づき、本件違反が発生した原因は、当社の所属選手に対するアンチ・ドーピング規制に関する教育及び治療行為に関する監督の不徹底、並びに女性である所属選手に対する当社のサポート環境の整備に不十分な点があったことによるものと分析いたしました。

当社は、当社所属選手に対する直接的管理監督責任を負う者として、上記原因分析を踏まえ、再発防止策の柱として、

- ①当社所属選手の管理・監督に関する組織体制の改善、
- ②当社所属選手及び担当従業員に対するアンチ・ドーピング教育、及び
- ③女性特有の問題を相談できる環境の整備

の3つを掲げ、以下に述べる各再発防止策を策定するとともに、実施しております。

なお、当社は所属選手の指導を佐倉アスリート倶楽部株式会社(以下、「SAC」といいます)に委託しているため、再発防止策の策定及び実施については、同社と緊密に連携の上、これを行っております。

①当社所属選手の管理・監督に関する組織体制の改善

当社は、当社従業員である所属選手に対する管理・監督を徹底するために、当社担当取締役を責任者として、当社、SAC 及び医療専門家らの三者による緊密な連携及び選手個人のプライバシーに配慮した情報共有を行う新体制を構築いたしました。

新体制の構築にあたり、当社は、SAC に対して、所属選手に対するアンチ・ドーピング教育の改善及び当クラブ担当の女性スタッフの選任を求め、これを実施していただくとともに、当社から直接所属選手に対してアンチ・ドーピング教育を行い、かつ、当社においても新たに当クラブ担当の女性スタッフを選任いたしました。また、当クラブ担当チームドクターに加え、新たに複数の女性医療専門家(婦人科専門医、スポーツ・ファーマシスト)と提携し、所属選手に対するアンチ・ドーピング教育を実施していただくとともに、競技上の故障等に限らない女性アスリートとしての包括的な治療や相談を行える環境を整備いたしました。

当社は、当社従業員である所属選手に対する直接的な管理監督責任を負う者として、競技指導や治療、アンチ・ドーピング教育等について、SAC 及び医療専門家らと緊密に連携しつつ、かかる新体制の維持、運用及び必要に応じた改善を行ってまいります。

②当社所属選手及び担当従業員に対するアンチ・ドーピング教育

当社所属選手はもちろんのこと、選手の指導・相談にあたる当社従業員及び SAC スタッフにおいて、正確にアンチ・ドーピング規則を把握していることが重要であることから、当社所属選手、当社担当従業員及び SAC スタッフの全員に対して、以下のアンチ・ドーピング教育を実施いたしました。

- (a) 世界アンチ・ドーピング機構(WADA)が開設したアンチ・ドーピングに関する e ラーニングコース(Athlete Learning Program about Health & Anti-Doping)(日本語版)
- (b) 専門家(医師、スポーツ・ファーマシスト、管理栄養士)によるアンチ・ドーピング講習
- (c) アンチ・ドーピングに関する最新の資料の配布及び内容の周知徹底

上記に加え、日本アンチ・ドーピング機構(JADA)主催のアンチ・ドーピング講習会等の外部講習会に積極的に当社担当従業員を参加させ、当社所属選手、当社担当従業員及び SAC スタッフに対して情報共有及びフィードバックを行うことを予定しております。

また、当社の所属選手及び担当従業員のアンチ・ドーピング意識を徹底するとともに、頻繁に改正されるアンチ・ドーピング規則に対応するために、上記のいずれについても継続的に実施していく予定です。

③女性特有の問題を相談できる環境の整備

本件違反は同元選手の婦人科系疾患の治療行為が原因であったところ、疾患の性質上、同元選手にとって男性スタッフに相談することに心理的に抵抗があったことが、外部弁護士の調査によって明らかとなりました。そのため、当社としては、女性アスリートのプライバシーに配慮した治療及び相談を行える環境整備の必要性を痛感し、所属選手が同性の医

療専門家やスタッフに対して安心して相談できる環境の整備を実施いたしました。

具体的には、医療専門家として、チームドクターに加え、女性の医師(婦人科専門医)及び女性のスポーツ・ファーマシストと新たに連携し、アンチ・ドーピング教育を継続的に行っていただくとともに、随時所属選手からの相談を受けていただく体制を構築いたしました。また、所属選手にとってより身近な存在として、当社及び SAC において新たに当クラブ担当の女性スタッフを選任し、常に連絡及び相談を受けられる体制といたしました。加えて、これらの相談に際しては、医療情報等の個人のプライバシーが守られる体制としており、選手が安心して相談できる体制であること及び相談方法を所属選手に周知いたしました。

また、当社は、本件違反の発生についての責任を明確にすることで、今後の当社における同種事案の再発防止に繋げるべく、当クラブの運営に係わる役職員に対して厳正な処分を行いました。

当社は、今般策定した上記の再発防止策を一時的なものとすることなく、継続的に実施していくことで、当社の所属選手及び担当従業員のアンチ・ドーピング意識、ひいてはスポーツマンシップを徹底していく所存です。

2018年10月12日

株式会社ユニバーサルエンターテインメント

本リリースに関するお問合せは
ユニバーサルエンターテインメントアスリートクラブ事務局まで
(universal-ac@universal-777.com)